

広島県告示第百三十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定によつて、次のとおり聴聞を行う。

平成二十年二月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

被聴聞者の住所及び氏名		住所	氏名	聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の事由
広島市佐伯区美鈴が丘南二丁目八一三	有限会社アイ都市設計 代表者 船元 和夫					
福山市神辺町南四一九番地一 レイクタワービル一階	株式会社レイクスコーポレーション 代表者 先城 房子	平成二〇年二月二一日(木) 午後二時から午後二時三〇分	広島市中区基町一番五二号 広島県庁舎本館地下 入札室	法第六十五条第一項の規定に該当する。		